平成２５年（フ）第５９７２号
大阪府茨木市庄２丁目６番17号　ＧＳハイツ305号
債務者　瀬道　治雅
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１号
北海道河東郡音更町共栄台東12丁目４番地18共栄台団地２号棟103号室
債務者　佐藤　直美
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２２０７号
横浜市金沢区並木３丁目18番４―402号
債務者　内海香菜子（旧姓城戸）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６６号
栃木県宇都宮市平松本町353番地11　ドミール平松506号、前住所栃木県宇都宮市宿郷５丁目24番２号　メゾンド城東グランデ101号室
債務者　柳田　英憲（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６４１号
栃木県日光市小林2382番地２
債務者　安田　　稔
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６７号
栃木県宇都宮市清住３丁目１番22号　ニュー清住Ａ303号、前住所栃木県宇都宮市塙田２丁目５番24号　ジェイパレス塙田803号
債務者　佐藤　眞治
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６７２号
栃木県宇都宮市平松本町364番地　県営平松本町住宅12号棟34号室、前住所栃木県宇都宮市陽東６丁目６番11号　メゾンＳＳＫ　Ｂ棟205号室
債務者　菊池　宏美
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６７６号
栃木県宇都宮市川田町811番地１　リベルテ102号室
債務者　篠﨑　　弘
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６７７号
栃木県宇都宮市若松原１丁目23番18号、前住所栃木県宇都宮市一の沢２丁目６番９号　コーポ出井８号室
債務者　土屋　美沙（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６７９号
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台４丁目７番地５　Ｔ．ＫビレッジＢ棟203号室
債務者　笹沼　　隆
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１号
栃木県宇都宮市若草１丁目６番４号　県営若草住宅４号棟15号室
債務者　秋成　浩子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６８１号
静岡市駿河区高松3271番地の２
債務者　漆畑　尚代
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１３号
岡山市東区松新町208番地４　208ビル302号
債務者　田中　由香
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２号
大分県国東市安岐町西本899番地２
債務者　足立　祐子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後２時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
東京都足立区扇１丁目40―13―201
債務者　高橋　　瞳（旧姓町田）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部